

令和3年度第1回レブンアツモリソウ保護増殖検討会 議事概要

1. 概要

(1) 日 時: 令和3年12月17日(金)13:30~16:00

(2) 場 所: かでる2.7 1050 会議室

(3) 出席者:

○検討委員(五十音順)

河原孝行座長/北村系子委員(ウェブ参加)/幸田泰則委員/志村華子委員/八巻一成委員

○関係機関

北海道森林管理局計画保全部計画課/北海道森林管理局宗谷森林管理署(一部ウェブ参加)

礼文町産業課

○オブザーバー

北海道環境生活部自然環境課/宗谷総合振興局(ウェブ参加)

礼文しぜん調査(ウェブ参加)

○事務局

北海道地方環境事務所

株式会社地域環境計画

2. 議事概要

河原委員が座長に選出され、河原座長の議事進行のもと、議事1として「各機関からの取り組み報告」、議事2として「ロードマップの改定について」、議事3として「その他」について議論が行われた。

委員からの主な意見、質疑等は、次のとおり。

議事1 各機関からの取り組み報告

◆群生地植生管理について

(委員) トドマツの枝の切り落としの結果はどう評価しているのか、レブンアツモリソウへの影響や効果の有無についてはどうか、まだ今後の推移を見るという段階なのか。

(林野庁) 今年度、新たな株を1株確認したが、影響や効果の有無は現状では不明。ササ以外のアキタブキやオニシモツケ等が年々侵入している。

(委員) 元々レブンアツモリソウの保護林であったため、レブンアツモリソウの生育の支障となるトドマツは伐採しても良いと考えているが、トドマツが既に大きくなっていることから、植生管理を行わず自然の推移に委ねていった方が良いのではないか。ただし、トドマツが生育することでトドマツが種子をつけさらに広がるという問題があるため、その管理方法について考えなければならない。

(委員) トドマツをどうするかはこれまでも議論がなされており、枝払いは検討会で方針を決めて開始した経緯がある。次のステップについても何らかの方針を検討会で決めて、モニタリングを行いつつ、トライ&エラーで進めていく必要がある。

(林 野 庁)群生地で高茎草本の刈払いを検討している。行うべきかどうか、行う場合どの時期に行うべきか意見を伺いたい。

(委 員)高茎草本の刈払いが、レブンアツモリソウの生育環境改善として極めて有効であることは実証されている。法的な問題はあるが、保全上有効だという事は明らかなので、実施すべきである。

議事 2 ロードマップの改定について

◆改定方針、作業スケジュールおよび論点について

特段の意見はなく、事務局案について了承が得られた。

◆目的及び中間目標の改定について

以下の意見をふまえ修正対応を行うが、事務局案について概ね了承が得られた。

(委 員)レブンアツモリソウの具体的な数字などの記載があるが、ロードマップ改定版は最終的に公表されるのか。

(環 境 省)第 2 回検討会での論点に公表の是非を挙げているが、まずは詳細な内容のものを作っていき、公表するとなった場合には、秘匿すべき情報の部分を工夫のうえ、公表するということを想定している。

(委 員)群生地以外の生育地で大規模群落と小規模群落の線引きとして開花数 100 としているが根拠が曖昧ではないか。また、集団そのものを安定的に維持していくためには面積や密度が関係するため、開花数以外に面積の概念も少し取り入れてはどうか。

(環 境 省)開花数 100 の根拠については、管理地区の再整理とあわせ各管理地区の開花数の現状をふまえ作業を行う中で線引きをする一定の目安として切りの良い数字であったことから、設定した。面積や密度の概念を線引きの根拠にすることについては、ご意見の趣旨は理解できるものの、特に密度は全体の面積と本数の把握などが必要となり、調査方法もまちまちであるため、設定は難しいと考えている。

(礼 文 町)考え方の 1 つとして、面積、広がりやをどう考えるかという事は確かにあるが、例えば範囲が明らかな生育地では非常に分かり易いが、範囲が明らかでないような生育地では難しい。各生育地でそれぞれの広がりや密度的なものの概念を入れて評価するのはなかなか難しい。

◆管理地区・分担の再整理について

特段の意見はなく、事務局案について改定方針・スケジュールについて、一同の了承が得られた。

◆ロードマップ改定素案について

以下の意見をふまえ修正対応を行うが、事務局案について概ね了承が得られた。

(委 員)改定案では赤花のアツモリソウの生育に関する記載が削除されているが、今後、アツモリソウも絶滅危惧種として課題になると考えられるので、ロードマップにアツモリソウの存在を残し、将来的な問題であることを示すと良い。

(環 境 省) 赤花のアツモリソウの記載の趣旨を確認のうえ、その趣旨も伝わるような文言へと修正のうえ復活させる。

(委 員) 議事1での議論をふまえて記載内容の修正が必要との認識であるが、林野庁では保護林はいっさい手を入れないのが原則なのか。

(林 野 庁) 群生地は保護林及び保安林に指定されている。保護林は国有林野事業として自主的に保護林毎に管理方針が定められており、生物群集保護林は自然に委ねることが原則となっているが、順応的な管理の考え方は保護林制度にも導入されているので検討委員のご意見をふまえた適切な管理を行っていききたい。

一方で保安林は、法規制がかけられているので、基本的には指定施業要件が定められており、その範囲内での施業しか行えない。群生地は、土砂流出防備保安林に指定されており、例えばトマツの伐採であれば、保全対象である道路などへのどのような影響があるのか科学的見地から判断しなければならない。

議事1の議論もふまえて記載内容を改めて検討する。

◆今後の共生菌培養株の取り扱いについて

共生菌培養株を自生株と同様に扱うことについて了承が得られた。

(委 員) 共生菌培養株と自生株は区別しなくても良いと考えている。

そもそも再導入が必要な時のためにプロジェクトが動いて、結構なお金も使われてきた。なお、共生菌培養株の次の世代が出るかどうかは、まだ本当に分かっていないので、それはちゃんと確認すべき。

(委 員) 変異を無くすために共生菌を用いた培養技術を確立してきたので、自生株と同様のものとして扱い、今後、実生の発生からライフサイクル完結まで見届けたい。

(委 員) 共生菌培養株由来の個体がある事により、自生株の実生定着にセーフサイトを提供する可能性がある。また、今後導入する時のコアになるような植物個体になる可能性もある。

(委 員) 共生菌培養株の植え戻し試験結果をみると、自生株と何ら変わらない良いパフォーマンスをしており、問題もないという事なので、今後また新たな再導入を考える上でも、このまま自生株と同様の扱いでよいと考える。

(礼 文 町) 人工受粉をして種子を採り培養しているので遺伝的多様性が担保できている点、自然の方法に倣った共生菌培養という方法を取っているという点をご理解いただき、共生菌培養株も自生株と同じ取り扱いとして頂きたい。

◆活用に係る項目の追加について

以下の意見をふまえて修正対応を行うが、事務局案について概ね了承が得られた。

(委 員) 利活用という面では盗掘の抑止力という視点もあると思うが、特定第一種国内希少野生動植物種に関する取扱いについての考え方等に関し、何か変化や方針等あるか。

(環 境 省) 法的な取扱いや考え方に変わりはなく、半商業的な販売については届出により可能となっている。

- (委員) 礼文町で販売するという事を考えて進める気はないという事で良いか。
- (礼文町) 礼文町の考えとしては、地元で増やして、見に来てもらうということであり、今のところ販売等については全く考えていない。
- (委員) 礼文島で育てている共生菌培養株の植え戻しのサイクルは、環境教育に含まれるか。
- (礼文町) 場所の公表や、教育での実施は考えていないが、取組み内容や実施内容の紹介は教育の中で行っていきたい。
- (委員) 場所によっては監視員が積極的に隠していることもあるようだが、町としては観光資源として利用したいという方向ではないのか。
- (礼文町) 観光的なアピールをしない雰囲気があり、合意形成が必要になると思われるので、本検討会で議論の上、了承が得られれば、町の方で徐々にアピールをしても良いとしていきたい。
- (委員) オープンにしていき、自然保護の教育にも使ってほしい。
- (委員) 積極的に見せて保護するという形にしたいという町の方針については委員会として触れないが、一方保護増殖事業でそれが問題となる場合は委員会として助言を行い、見せて保護する事に問題がないということであれば、その方針が良い。
- (委員) 船泊で出てきた実生は出現時期から植え戻し株のものではないと思う。また、礼文島では植え戻し株と自生株を区別できないと思う。興味を持つ観光客もいると思われるので礼文島の培養株を使って教育に活用出来たら良い。
- (委員) かつてあった自生地への復元に関する事業や更なる大規模試験に培養株を活用すると、礼文町が組織培養したものが活かされ、取り組みを見せる工夫もできる。また、温暖化も踏まえると色々な環境に植える事で絶滅のリスク分散ができるため、ぜひ培養株を活用してほしい。
- (委員) 礼文町には、見せながら活用しながら、保護する対策を進めてほしい。
ロードマップへの記載は、盗掘リスクが生じないような形での今後の方針を、ある程度明確にすると良いだろう。

以上、了。